

学校法人会計について

学校法人熊本城北学園が公表している財務データは、学校法人会計基準に準拠して会計処理を行い、作成されたものです。これは、本学園が私立学校振興助成法による補助金交付を受けており、それに該当する学校法人は、文部科学大臣の定める基準(=学校法人会計基準)により会計処理を実施し、計算書類を作成することが求められているからです。

この学校法人会計は、いくつかの点において企業会計と異なります。そこで、本学園の財務状況をご報告する前に、主として企業会計との違いに着目しながら、学校法人会計の概要についてご説明致します。

1. 学校法人会計の特徴

学校法人も一般企業も、経済活動を行っているという点においては、大きく変わるところはありません。しかし、その事業目的に大きな違いがあります。一般企業は経済活動の展開を通じた利潤(利益)の追求を目的としています。学校法人は営利ではなく教育研究活動を目的としています。

企業会計では利潤(利益)の追求が目的であるため、多額の支出を行っても、それに見合う収益が期待できるのであれば、時として積極的な投資(支出)が行われることがあります。

これに対して、学校法人会計では主たる財源が学生生徒からの授業料や入学金、及び、国や地方公共団体からの補助金で構成されています。これらは、年度途中で容易に変更することができないことから、教育研究充実のため支出を増やそうとしても、直ちにそれに見合う収入の増加を図ることは困難です。

このように、学校法人は一般企業と比較して、支出の増加に対して収入の増加を図ることが難しい、非弾力的な構造を持つ経済体であるといえます。そのため、学校法人会計では教育研究の遂行という目的を計画的に達成するため、予算が特に重要となります。また、学校法人では教育研究活動の永続性実現のため、教育研究活動に必要な資産(校地、校舎、教具、図書等)は、原則として自己資金で取得することが求められます。その財源的裏付けとして基本金という、学校法人会計特有の概念が導入されています。

2. 学校法人会計における財務三表

企業会計と学校法人会計では、作成する計算書類も異なります。企業会計では財政状態を表す貸借対照表、経営成績を表す損益計算書、資金の増減を表すキャッシュフロー計算書等を作成します。

これに対して、学校法人会計では資金繰りの状況を表す資金収支計算書、経営状況を表す事業活動収支計算書、財政状態を表す貸借対照表等を作成します。これらは、学校法人会計の中心をなすことから「基本財務三表」と呼ばれています。

(1) 資金収支計算書

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(=現金及びいつでも引き出すことができる預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うものとされています。(学校法人会計基準第6条)

資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に近いもので、学校法人が教育研究をはじめとする諸活動を行うことにより生じる全ての資金収支の内容を示しています。このため、純粋の現金預金の動きに加えて、例えば当該年度の授業料が未納であっても収入に含めたり、年度内に完成した工事の代金が未払いでも支出に加えて作成したりするような手続きが必要となります。その結果、個々の収入・支出金額は、必ずしも企業会計におけるキャッシュフローとはなっていませんが、「資金収入調整勘定」「資金支出調整勘定」という調整勘定を設けることにより、総額としてキャッシュフローを示すこととなります。

(2) 事業活動収支計算書

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の①教育活動②教育活動以外の経常的な活動③前2号に掲げる活動以外の活動、に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金組入額を控除した諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとされています。(学校法人会計基準第15条)

事業活動収支計算書は、当該年度の事業活動収入(=学校法人の負債とならない純粹の収入)と人件費や教育研究経費、管理経費などの事業活動支出を対比し、その収支を明らかにするとともに、基本金組入れ後の収支均衡の状態を明らかにすることで、学校法人の経営状況を明らかにするものとされています。企業会計では「黒字」「赤字」と表現される収支のバランスが、学校法人会計では「収支差額(プラス or マイナス)」と表現されます。

学校法人が永続的に活動を行っていくためには、事業活動収入を財源として、経常的な費用である事業活動支出に加えて、教育研究に必要な固定資産の新規取得や取替更新を実施する必要があります。そのため、学校法人では自己資金による固定資産の追加取得額を示す基本金組入額を事業活動収支計算書に含めている点が、企業会計における損益計算書と大きく異なります。

(3) 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末時点における法人設立以来の財産の累積残高を表した計算書類で、学校法人の資産と負債、純資産(基本金+繰越収支差額)の状況を示しています。

貸借対照表については、学校法人会計でも企業会計でも構造的にはほぼ同じと考えることができますが、学校法人会計には資本という概念がないため、基本金として組み入れている金額と繰越収支差額が貸方に計上されていることが大きな特徴となっています。

また、企業会計では資産の換金性や負債の支払期限の長短等から流動性の高い項目の順に配列する、流動性配列法によるものとされている資産及び負債の配列が、学校法人会計では固定性の高い項目から順に配列する、固定性配列法となっています。これは、学校法人においては主要な財産が校地、校舎、教育研究用機器備品などの基本財産である固定資産で構成されていることによるもので、それに伴い固定資産に対応する固定負債についても学校経営上、より重要な負債であると考えられているからです。

■企業会計と学校法人会計の比較

	企業会計	学校法人会計
事業目的	利益獲得のための経済活動	教育研究活動
会計処理のルール	企業会計原則	学校法人会計基準
主な作成書類	貸借対照表 損益計算書 キャッシュフロー計算書	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表
利益処分(留保・配当等)	あり	なし